

今月の内容

- ◆労働保険料の口座振替をおススメします
- ◆その手当、『賞与支払届』の対象ではないですか？

労働保険料の口座振替をおススメします

労働保険料の納付書が納付期限ギリギリに届いて慌てたという経験をお持ちではないでしょうか？
口座振替納付に切り替えることで、このようなことが無くなるとともに、他にも大きなメリットがあります。以下、労働保険料の口座振替についてご紹介します。

(★今年2月25日までに手続きが完了すれば、7月の納付に間に合います。)

<口座振替のメリット>

- ◎ 保険料の引き落としに **最大約2ヵ月** ゆとりができます。

	全期又は第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

- ◎ 保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間が無くなります。
- ◎ 手数料は無料です。
- ◎ 引き落としの約3週間前にお知らせ（ハガキ）が届きます。
- ◎ 引き落とし後に、引き落とし結果のお知らせ（ハガキ）が届きます。



<口座振替の申込み方法・期限>

- ▼ 申込用紙に必要事項をご記入のうえ、金融機関の窓口にご提出ください。
- ▼ 申込用紙は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

厚生労働省 労働保険 口座振替 [検索](#)

- ▼ 令和7年度（全期又は第1期）からのお申込みは、**2月25日（火）まで**にご提出ください。
(申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。)

[令和7年度 各期の申込締切日・口座振替日]

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全期又は第1期	申込締切日 2月25日	→						口座振替納付日 9月8日						
第2期						申込締切日 8月14日	→		口座振替納付日 11月14日					
第3期								申込締切日 10月14日	→				口座振替納付日 2月16日	

その手当、『賞与支払届』の対象ではないですか？

最近、年金事務所の調査において、給与に含めて支給された手当が社会保険上の「賞与」であると指摘され、『賞与支払届』の提出を求められるケースが増えています。

＜社会保険上の「賞与」とは＞

- 賞与、期末手当、年末一時金など、その名称を問わず、労働の対償として支払われたもので以下のいずれかに該当するものは、社会保険上の「賞与」です。

(a)

**年3回以下の頻度で
支給されるもの**

(b)

**一時的・臨時的に
支給されるもの**

【注】 給与に含めて支給されたものでも、上記に該当するものは「賞与」です。

＜『賞与支払届』の提出が必要で＞

- 事業主が賞与を支給したときは、『賞与支払届』により、個人ごとの賞与支払額を年金事務所（及び健康保険組合）に届け出ることになっています。
- 『賞与支払届』の内容にもとづき、賞与にかかる社会保険料が決定されます。
- 『賞与支払届』の内容は、ご本人が将来受け取る年金額の計算に反映されます。

＜賞与にかかる社会保険料は…＞

- 賞与には、**毎月の給与と同じ料率**の社会保険料がかかります。
- 賞与にかかる社会保険料は、事業主と本人が折半で負担し、本人負担分は賞与支払い時に控除します。
- 賞与にかかる社会保険料の納付額は、給与にかかる社会保険料と合算されて事業主に通知されます。

あおぞらスタッフだより

新年あけましておめでとうございます。2025年は巳年ですね。
前回の巳年2013年は、富士山がユネスコ世界文化遺産に登録されたり、
2020夏季五輪・パラリンピックの開催地が東京に決定したり、
へびの脱皮のごとく新しいことが始まりそうな年だったようです。
さて、2025年はどんな実(巳)を結ぶのか、、♪
本年もどうぞよろしく願いいたします。〔石〕

